



島根県報

平成26年7月4日（金）

第2,611号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県有種雄牛活用促進事業に係る報償金の支出事務の委託	（農畜産振興課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	3
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	4
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	（建築住宅課）	4

【雑 報】

平成26年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	（消防総務課）	4
平成26年度液化石油ガス設備士試験の実施	（ ” ）	6

告 示**島根県告示第398号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により、県有種雄牛活用促進事業に係る報償金の支出事務を平成26年6月10日から松江市殿町19番地1公益社団法人島根県畜産振興協会に委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
島後地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第400号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町反邊字榎畑2767-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第401号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

掛合ショッピングセンターコア 雲南市掛合町掛合2150番地16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コア 代表取締役 石飛 幸治 雲南市掛合町掛合2150番地16

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時から午後7時まで

（変更後）午前9時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後7時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後8時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前8時から午後7時まで

（変更後）午前7時から午後7時まで

(4) 変更の年月日

平成26年6月26日

2 届出年月日

平成26年6月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課（雲南市木次町新市426-7）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第403号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成23年度～25年度	13枚	1冊	朝酌④	平成26年6月25日
安来市	平成24年度～25年度	27枚	1冊	東比田12	平成26年6月25日
松江市	平成24年度～25年度	10枚	1冊	東津田⑬	平成26年6月25日
大田市	平成24年度～25年度	24枚	1冊	大森③-1	平成26年6月25日
大田市	平成24年度～25年度	39枚	1冊	大森③-2	平成26年6月25日

島根県告示第404号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象地域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、雲南県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 対象区域
雲南市木次町里方230番1、230番27、230番28
- 認定の年月日及び番号
平成26年7月4日 第4号

雑

報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成26年7月4日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

- 試験の種類

乙種化学責任者試験
 乙種機械責任者試験
 丙種化学責任者試験（液石）
 丙種化学責任者試験（特別）
 第二種冷凍機械責任者試験
 第三種冷凍機械責任者試験
 第一種販売主任者試験
 第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成26年11月9日（日）午前9時30分

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子受付

平成26年7月4日（金）から高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面受付

平成26年7月4日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成26年8月25日（月）午前10時から同年9月5日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成26年8月25日（月）から同年9月5日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。）

郵送による場合は、平成26年9月5日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成26年9月5日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センター（住所：東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス11階、電話番号：03-3436-6106）に提出すること。

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円

丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成26年7月4日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成26年11月9日（日） 午前9時30分

技能試験 平成26年11月30日（日） 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子受付

平成26年7月4日（金）から高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面受付

平成26年7月4日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成26年8月25日（月）午前10時から同年9月5日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成26年8月25日（月）から同年9月5日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時

間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。）

郵送による場合は、平成26年9月5日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成26年9月5日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

8 受験手数料

- (1) 電子受付 20,200円
- (2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。